

## 昭和三十六年政令第三百八十七号

畜産経営の安定に関する法律施行令

内閣は、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第二項及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

### （内用牛の月齢）

第一条 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）

第二条 第一項の政令で定める月齢は、満十二月とする。

### （法第二条第二項の政令で定める乳製品）

第二条 法第二条第二項の政令で定める乳製品は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳及び脱脂加糖れん乳であつて同条第三項の農林水産省令で定める規格に適合しないもの並びにクリム、ナチュラルチーズ、濃縮乳、脱脂濃縮乳、全脂無糖れん乳（缶に密封され、かつ、滅菌されたものに限る）、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂乳（子牛の飼養の用に供されるものとして農林水産省令で定める方法により取引されるものに限る。）とする。

### （法第二条第三項の政令で定めるれん乳）

第三条 法第二条第三項の政令で定めるれん乳は、全脂加糖れん乳及び脱脂加糖れん乳とする。

### （加工原料乳の数量の認定の単位となる期間）

第四条 法第七条第一項の政令で定める期間は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十一月三十日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間（次条第一項において「四半期」という。）とする。

### （加工原料乳の数量の認定）

第五条 農林水産大臣（法第五条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。第四項において同じ。）は、四半期ごと及び対象事業者（同条第三項の規定による通知を受けた対象事業者に限る。以下この条において同じ。）ごとに、当該四半期の各月につき第四項の規定により算出した加工原料乳の数量を合計した数量を、法第七条第一項の生産者補給交付金等に係る加工原料乳の數量として認定しなければならない。

2 都道府県知事は、毎月、当該都道府県の区域内の乳業工場（法第二条第四項第一号イに規定する乳業者が乳業を行う工場をいう。以下この

条において同じ。）ごとに、次に掲げる数量を算出しなければならない。この場合において、各月に一の乳業工場に搬入された生乳（法第二条第二項の農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。以下この条において同じ。）に

は、そのいずれの部分にも、その月に当該乳業工場に生乳を搬入した者（当該乳業工場に他の乳業工場から生乳が搬入された場合における当該他の乳業工場を含む。）の搬入に係る生乳が、その月に当該乳業工場に搬入された生乳の総量に対する当該者の搬入に係る生乳の数量の割合に応じて含まれるものとし、各月に一の乳業工場に搬入された生乳（当該乳業工場から他の乳業工場へ搬出されたものを除く。）のうち特定乳製品（法第五条第一項に規定する特定乳製品をいう。以下この項及び第十六条において同じ。）の製造のために当該乳業工場に搬入されたものであつて当該特定乳製品に係る加工原料乳と認められるもの（以下この項において「製造特定生乳」という。）以外のものには、そのいずれの部分にも、加工原料乳が、その月に当該乳業工場において処理又は加工をされた生乳（製造特定生乳を除く。）の数量に対する当該生乳のうちの加工原料乳と認められるものの数量（当該乳業工場で処理又は加工をされた後、他の乳業工場へ売買によらず搬出され、当該他の乳業工場で特定乳製品に加工された生乳の数量を含む。）の割合に応じて含まれるものとし、各月に一の乳業工場から他の乳業工場へ生乳が搬出された場合には、当該一の乳業工場に搬入された生乳のうち他の乳業工場から搬入されたもの以外のものがまず搬出されたものとして算出するものとする。

一 その月に当該乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から他の乳業工場へ売買により搬出されたものを除く。）についての当該対象事業者ごとの加工原料乳の数量

（当該対象事業者について同項の規定による通

知が他の都道府県知事にあつた場合にあつては、当該他の都道府県知事に、前項第二号に掲げる数量について他の都道府県の区域内の乳

業工場から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量を算出したときはその数量を当該他の都道府県の知事に、遅滞なく、通知しなければならぬ。

### （法第十七条第一項の政令で定める乳製品）

第九条 法第十七条第一項の政令で定める乳製品は、次に掲げるもののうち、指定乳製品以外のものとする。

一 関税率別表第〇四・〇二項に掲げるもの（第四〇二・九一号及び第四〇二・九九号の一の（二）に掲げるものを除く。）

二 関税率別表第〇四・〇三・九〇号の一に掲げるもの（バターミルクパウダーその他の固形状のものに限る。）

三 関税率別表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるもの

四 農林水産大臣は、毎月、対象事業者ごとに、その月に当該乳業工場に搬入された生乳の総量に応じて含まれるものとし、各月に一の乳業工場に搬入された生乳（当該乳業工場から他の乳業工場へ搬出されたものを除く。）のうち特定乳製品（法第五条第一項に規定する特定乳製品をいう。以下この項及び第十六条において同じ。）の製造のために当該乳業工場に搬入されたものであつて当該特定乳製品に係る加工原料乳と認められるもの（以下この項において「製造特定生乳」という。）以外のものには、そのいずれの部分にも、加工原料乳が、その月に当該乳業工場において処理又は加工をされた生乳（製造特定生乳を除く。）の数量に対する当該生乳のうちの加工原料乳と認められるものの数量（当該乳業工場で処理又は加工をされた後、他の乳業工場へ売買によらず搬出され、当該他の乳業工場で特定乳製品に加工された生乳の数量を含む。）の割合に応じて含まれるものとし、各月に一の乳業工場から他の乳業工場へ生乳が搬出された場合には、当該一の乳業工場に搬入された生乳のうち他の乳業工場から搬入されたもの以外のものがまず搬出されたものとして算出するものとする。

（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾）

第七条 法第九条第五項に規定する事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする月に当該対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量とするものとする。

### （第六条 削除）

第六条 法第十九条第一項に規定する電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする月に当該対象事業者が行つた対象事業に係る第一号対象事業者（法第九条第一項に規定する第一号対象事業者をいう。次項並びに第十六条第一項及び第二項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

前項の承諾を得た第一号対象事業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

### （第八条 指定の解除）

第八条 法第十三条第一項の規定による指定の解除は、当該指定の解除の理由（当該指定の解除の理由が同項第三号による場合を除く。）及び

二 その月に当該乳業工場に他の乳業工場から売買によらず搬入された生乳についての当該他の乳業工場ごとの加工原料乳の数量

三 都道府県知事は、前項第一号に掲げる数量について当該都道府県知事が受けた法第五条第七項の規定による通知に係る対象事業者以外の対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量を算出したときはその数量を農林水産大臣

（法第十七条第一項の政令で定める乳製品）

第九条 法第十七条第一項の政令で定める乳製品は、次に掲げるもののうち、指定乳製品以外のものとする。

一 関税率別表第〇四・〇二項に掲げるもの（第四〇二・九一号及び第四〇二・九九号の一の（二）に掲げるものを除く。）

二 関税率別表第〇四・〇三・九〇号の一に掲げるもの

三 関税率別表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるもの

四 関税率別表第〇四・〇二項に掲げるもの（バターミルクパウダーその他の固形状のものに限る。）

五 関税率別表第〇四・〇三・九〇号の一に掲げるもの

六 関税率別表第〇四・〇二項に掲げるもの（環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二一Dの日本国関税率表についての一般的な注釈4（a）、（h）、（i）、（d）、（e）、（g）若しくは（h）環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第二章附属書二一Dの日本国関税率表についての一般的な注釈4（a）、（h）、（i）

(d d)、(e e)、(g g) 若しくは(h h)、経渀上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第二章附属書二一A第三編第一節1 (a)、(g)、(h)、(k k) 若しくは(1-1)、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定附属書I第B節第二款2 (a)、(f)、(g)、(x)、(y)、(z) 若しくは(a a) 又は包括的な経渀上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定第二章附属書二一A第三編第一節1 (a)、(g)、(h)、(k k) 若しくは(1-1)の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入するとき。
(法第十八条第二項の政令で定める用途)
<b>第十一条</b> 法第十八条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。
（法第十九条の規定による用語の意味）
（法第十九条の規定による用語の意味）

ホエイ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）	ホエイ関税暫定措置法施行令第一條に規定する及び調配合飼料の製造
製ホエイ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）	ホエイの飲用に供するための調製粉乳又は調製液状乳の製造
イ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）	ホエイの飲用に供するための調製粉乳又は調製液状乳の製造
エイ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）	ホエイの飲用に供するための調製粉乳又は調製液状乳の製造
ホエイ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）	ホエイの飲用に供するための調製粉乳又は調製液状乳の製造

第十二条	独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、法第十八条第三項の規定による申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第二十条第三項の規定により担保を提供せること）必要であると認めてその旨を当該申込書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があつた後遅滞なく、当該申込みに対し承諾しなければならない。（担保の提供）	他特別の必要があるため農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるところにより売り渡す場合は、この限りでない。（報告の徴収及び立入検査）
第十三条	法第二十条第三項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により提供されることができる担保は、次に掲げるものとする。	（法第二十条第三項の規定による報告をさせること）

特定乳製品の生産者	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項
生乳	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項
脱脂粉	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項
バター	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項
タルオイル	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項

第十四条	機構は、法第二十三条本文及び法第二十三条第一号に掲げる担保の価額（一般競争入札等の方法による売渡しに係る売渡予定価格）は、機構の定めるところによる。	（法第二十条第三項の規定による報告をさせること）
二	前項第二号及び第三号に掲げる担保の価額は、機構の定めるところによる。	（法第二十条第三項の規定による報告をさせること）

特定乳製品の販売業者	特定乳製品の販売業者	特定乳製品の販売業者
指定期製品等の輸入業者	指定期製品等の輸入業者	指定期製品等の輸入業者
指定乳製品等の輸入業者	指定乳製品等の輸入業者	指定乳製品等の輸入業者
乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量	乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量	乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量
乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用	乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用	乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用
乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用	乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用	乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用
乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用	乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用	乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用

第十五条	法第五条第一項の規定により同項に規定する象事業者（当該対象事業する事項）に規定する事業者について同条第七項の規定により同項に規定する事項に記載した場合を除く。以下この表において）	（法第五条第八項の規定により同項に規定する事項に記載した場合を除く。以下この表において）
法第五条第三項の規定により同項に規定する象事業者（当該対象事業する事項）に規定する事業者について同条第七項の規定により同項に規定する事項に記載した場合を除く。以下この表において）	（法第五条第八項の規定により同項に規定する事項に記載した場合を除く。以下この表において）	（法第五条第八項の規定により同項に規定する事項に記載した場合を除く。以下この表において）

特定乳製品の生産者	特定乳製品の生産者	特定乳製品の生産者
生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項
生乳の買入価格その他の生乳の買入価格に関する事項	生乳の買入価格その他の生乳の買入価格に関する事項	生乳の買入価格その他の生乳の買入価格に関する事項
生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳の取引に関する事項	生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳の取引に関する事項	生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳の取引に関する事項
生乳の買入価格その他の生乳の買入価格に関する事項	生乳の買入価格その他の生乳の買入価格に関する事項	生乳の買入価格その他の生乳の買入価格に関する事項

第十六条	農林水産大臣は、次の表の上欄に掲げる事項について、法第二十条第三項の規定により報告をさせることができる。	（法第二十条第三項の規定による報告をさせること）
二	前項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	（法第二十条第三項の規定による報告をさせること）

第十七条	法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格は、時価を下回らないよう定めなければならない。ただし、整理のためその	（法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格）
二	前項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	（法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格）

第十八条	法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格は、時価を下回らないよう定めなければならない。ただし、整理のためその	（法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格）
二	前項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	（法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格）

第十九条	法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格は、時価を下回らないよう定めなければならない。ただし、整理のためその	（法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格）
二	前項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	（法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格）

第二十条	法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格は、時価を下回らないよう定めなければならない。ただし、整理のためその	（法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格）
二	前項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	（法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格）

特定乳製品の販売業者	製品の生産数量、販売数量及び在庫数量
法第五条第三項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者について同条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合に限る。以下この表において「知事対象事業者」という。）	乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量
法第五条第八項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者（第一号対象事業者に限る。）の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者）	乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用
法第五条第一項から第三項まで及び前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、法附則第十二条の規定の施行の日から施行する。	乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量
1 都道府県知事は、第二項の規定により特定乳製品の生産者若しくは販売業者に報告させ、又は前項の規定によりこれらの方に對して立入検査をした場合には、農林水産大臣に報告しなければならない。	乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用

5 都道府県知事は、第二項の規定により特定乳製品の生産者若しくは販売業者に報告させ、又は前項の規定によりこれらの方に對して立入検査をした場合には、農林水産大臣に報告しなければならない。  〔事務の区分〕	務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
二一號) 附 則 (昭和四六年六月三〇日政令第二一號)	この政令は、法の施行の日（昭和四十六年七月一日）から施行する。
四七號) 附 則 (昭和五〇年四月三〇日政令第一四七號)	この政令は、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年五月一日）から施行する。
五 都道府県知事は、第二項の規定により特定乳製品の生産者若しくは販売業者に報告させ、又は前項の規定によりこれらの方に對して立入検査をした場合には、農林水産大臣に報告しなければならない。	この政令は、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年五月一日）から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、法附則第十二条の規定の施行の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、法附則第十二条の規定の施行の日から施行する。
二 附 則 (昭和五九年六月二一日政令第二〇七號)	この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
三 附 則 (平成三年三月二九日政令第七六〇七號)	この政令は、平成三年四月一日から施行する。
四 附 則 (平成八年八月三〇日政令第二五五號)	この政令は、平成八年十月一日から施行する。
五 附 則 (平成一二年六月七日政令第三一〇號) 抄	この政令は、平成八年十一月一日から施行する。

1 (施行期日) 第一条 (この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。)	3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第一条のうち畜産経営の安定に関する法律施行令第十四条に一号を加える改正規定、第二条のうち砂糖及び豆粉の価格調整に関する法律施行令第四条の改正規定並びに同令第二十四条の次に一節及び節名を加える改正規定のうち第二十四条の四第七号に係る部分並びに附則第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。
二 附 則 (平成三〇年三月二六日政令第六一號)	この政令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。
三 附 則 (平成三〇年一〇月一七日政令第二二九三號) 抄	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
四 附 則 (平成二九年一月二十五日政令第七七號)	この政令は、改正法の施行の日(平成三十一年十月二十二日)から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十一条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第
五 八號) 抄	この政令は、改正法の施行の日(平成三十一年十月二十二日)から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十一条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第
六 附 則 (昭和三七年五月一日政令第一八三號) 抄	この政令は、公布の日から施行する。
七 附 則 (昭和三七年二月一七日政令第二五五號)	この政令は、公布の日から施行する。
八 附 則 (昭和四一年七月一八日政令第二二三號)	この政令は、公布の日から施行する。
九 附 則 (昭和四三年一二月二〇日政令第三三八號)	この政令は、公布の日から施行する。

三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。  
 （畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正に伴う調整規定）  
 第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日が畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部改訂を改正する政令（平成二十九年政令第七号）の施行の日以後となる場合には、第四条の規定は、適用しない。

**附 則（平成三〇年一二月二七日政令第三五六号）**

（施行期日）

1 この政令は、經濟上の連携に関する日本国と歐州連合との間の協定の効力発生の日から施行する。  
 （畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律施行令第十条第三号の規定は、この政令の施行の日以後に開税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

**附 則（平成三〇年一二月二八日政令第三六一号）**

（施行期日）

1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
 （畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律施行令第十条第三号の規定は、この政令の施行の日以後に開税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

（この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。）

**附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）**

（この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。）

**附 則（令和元年一二月一三日政令第一八五号）**

（施行期日）

1 この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の効力発生の日から施行する。（経過措置）

2 この政令による改正後の畜産経営の安定に関する法律施行令第十条第三号の規定は、この政令の施行の日以後に開税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

**附 則（令和二年一二月一八日政令第三五五号）**

（施行期日）

1 この政令は、包括的な經濟上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

**附 則（令和三年一二月二二日政令第三三七号）**

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**第二条** この政令による改正後の第五条第二項の規定は、令和四年四月以後の月分の加工原料乳の数量の算出について適用し、同年三月以前の月分の加工原料乳の数量の算出については、なお従前の例による。

2 令和四年三月以前の月分のこの政令による改正前の第六条後段の規定による数量の通知については、なお従前の例による。

**附 則（令和三年一二月二二日政令第三三七号）**

（施行期日）

1 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則（令和元年一二月一三日政令第一八五号）**

（施行期日）

1 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。